

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 2015年度税制改正大綱

昨年12月30日に2015年度税制改正大綱が発表されました。法人税に関する内容はつぎのとおりです。

制度	改正内容		
税率	法人税率	現行 25.5% → 23.9%	実効税率 現行 34.62% → 32.11%
	外形標準課税(※1) 所得割	付加価値割 0.48%→0.72% 資本割 0.2%→0.3% 所得割(含、地方法人特別税) 7.2%→6%	
繰越欠損金の控除 限度額の縮小、繰 越期間の延長	控除限度額 (※2)	1) 2015年4月1日～2017年3月31日開始事業年度 所得金額×65% (現行 80%)	
		2) 2017年4月1日以後開始事業年度 所得金額×50%	
	繰越期間	3) 設立7年以内の法人(上場企業、資本金5億円以上の大法人の 100%子法人等を除く)は、所得金額全額を控除可 現行9年 → 10年(1年延長)	
研究開発 税制	控除税額上限	(総額型) 法人税額×25% (現行 30%) (特別試験研究) 総額型の上限とは別枠で+法人税額×5%	
	特別試験研究 税額控除率	・研究機関、大学等との共同研究 30% (現行一律 12%) ・上記以外 20%	
	繰越制度	廃止(現行1年の繰越可)	
受取配当 等の益金 不算入の 株式の区 分、益金 不算入割 合の変更	改正前	(持分比率)	(益金不算入額)
		100%	配当全額
	改正後	25%以上 100%未満	配当額－負債利子
25%未満		(配当額－負債利子) × 50%	
	改正後	100%	配当全額
33.3%超 100%未満		配当額－負債利子※	
5%超 33.3%以下		配当額×50% (負債利子控除ナシ)	
5%以下		配当額×20% (負債利子控除ナシ)	
		※負債利子控除額の簡便法の基準年度を平成27年4月1日から平成 29年3月31日までの間に開始する事業年度に変更	

※1) 外形標準課税は、期末資本金が1億円超の法人が対象となります。

※2) 中小法人等(資本金1億円以下の法人で、資本金5億円以上の法人による完全支配関係がある子法人等でない法人)は、所得金額の100%の繰越欠損金が控除可能です。

お見逃しなく!

- ① 本社機能を地方に移転した場合等に、最大で「社屋投資額の7%税額控除」or「社屋投資額×25%特別償却」できる地方拠点強化税制が創設されています。
- ② 外国子会社の所得計算上損金算入された配当は、外国子会社配当益金不算入の対象から除外されました。
- ③ タックスヘイブン税制では、トリガー税率を20%未満(現行20%以下)に、また、適用除外基準に一定の改正が講じられています。